

# 令和元年度第 19 回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 2 年 2 月 27 日（木）	午前 9 時 30 分
場	所	八王子市役所 事務棟 7 階	702 会議室

# 第 19 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 2 年 2 月 27 日（水）午前 9 時 30 分
- 2 場 所 八王子市役所 事務棟 7 階 702 会議室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第 1 第 81 号議案 八王子市教育委員会職員の併任について
  - 第 2 第 82 号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱について
  - 第 3 第 83 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
  - 第 4 第 84 号議案 八王子市学校給食センター条例施行規則設定について
  - 第 5 第 85 号議案 八王子市立学校に係る部活動の方針について
- 4 協議事項
  - ・ 青少年海外交流事業の見直しについて (生涯学習政策課)
- 5 報告事項
  - ・ 令和 2 年度（2020 年度）学校選択制の抽選実施後の状況について (教育支援課)
  - ・ 市立小学校児童に係る事故への対応状況について (指導課)
  - ・ 八王子市生涯学習プランについて (生涯学習政策課)
  - ・ 第 4 次読書のまち八王子推進計画について (図書館部)
  - ・ 第 70 回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の実施結果について (スポーツ振興課)

# 第 19 回定例会追加議事日程

1 日 時 令和 2 年 2 月 27 日 (木) 午前 9 時 30 分

2 場 所 八王子市役所 事務棟 7 階 702 会議室

3 会議に付すべき事件

第 86 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について

---

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 惠
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	小 山 等
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ど も 科 学 館 長	遠 藤 讓 一
図 書 館 部 長	佐 藤 宏
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇

生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
南 大 沢 図 書 館 長	中 村 東洋治
川 口 図 書 館 長	成 田 俊 雄
指 導 課 指 導 主 事	鈴 木 崇 央
保 健 給 食 課 主 査	安 齊 祥 江
教 育 支 援 課 主 査	穴 水 裕
指 導 課 指 導 主 事	鈴 木 篤
生 涯 学 習 政 策 主 査	落 合 茂 樹
ス ポ ー ツ 振 興 課 課 長 補 佐 兼 主 査	高 橋 吾 朗
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	野 村 泰 史
南 大 沢 図 書 館 主 査	西 尾 敦 司
教 育 総 務 課 主 査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 事	小 山 ちはる
教 育 総 務 課 主 事	池 上 光
教 育 総 務 課 嘱 託 員	古 瀬 村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。

本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第19回定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日、追加議事日程の提出がございました。これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

本日の議事でございますが、第81号議案及び第86号議案については、人事に関する案件であるため、協議事項「青少年海外交流事業の見直しについて」は、いまだ意思形成過程のため、報告事項「市立小学校児童に係る事故への対応状況について」は審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第2、第82号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

清水スポーツ振興課長 それでは、第82号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、御説明申し上げます。

詳細につきましては、野村主査より説明いたします。

野村スポーツ振興課主査 それでは、私から第82号議案について御説明いたします。

本件につきましては、令和2年3月31日をもって、現在の八王子市スポーツ推

進委員の任期が満了となります。

そこで、新たに令和2年4月1日から令和5年3月31日までの任期で委嘱いたしたくお諮りするものでございます。

それでは、第82号議案、1枚目から3枚目を御覧ください。

今回、青木純氏を初めとする計41名をスポーツ推進委員として委嘱するものでございます。なお、現在の人数は37名でございますが、次期人数につきましては、4名の増員となっております。

続きまして、議案関連資料スポーツ推進委員の概要を御覧ください。

1、スポーツ推進委員の職務でございますが、(1)スポーツに対する市民の関心及び理解を深めること、(2)スポーツの実技の指導及び助言を行うこと、(3)総合型地域スポーツクラブなど市民のスポーツの推進のための組織の育成に関することなどとなっております。

続きまして、2、選出基準につきましては、市内各地域の総合型地域スポーツクラブ並びに小・中学校を拠点に活動する学校開放運営委員会またはそれに準ずる団体から選考するほか、公募により選考することができるものとしております。

3、任期及び定員につきましては、八王子市スポーツ推進委員に関する規則により、任期は3年、定数が49名以内と定められております。

続きまして、議案関連資料を1枚おめくりください。

候補者の新任・再任の内訳を右側のページで御覧いただきたいと思っておりますけれども、この候補者41名のうち12名が新任、29名が再任となっております。男女比につきましては、男性が22名、女性が19名となっております。なお、スポーツ推進委員の活動一覧につきましては、議案関連資料に載せておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、スポーツ振興課の説明は終わりました。

本案につきまして御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

1つ、確認なのですがけれども、定員49名以内と書いている、それで今回41名なのですがけれども、49名という根拠というか、49人いなくてはいけないのか、それともこういった状態の中で49名までは可能にしているのか、どちらなのでし

ようか。

清水スポーツ振興課長 スポーツ推進委員の前身が体育指導員ということでありましたけれども、当時、地区体力づくりの活動を各地域で行っていた中で、それが市内23地区で行っていました。それぞれの地区に2名から3名の定員を設けておりまして、その合計が49名ということで、当時定員を設定したものであります。

安間教育長 それ以内でという考え方ということですか。

清水スポーツ振興課長 そうです。

安間教育長 分かりました。2名から3名以内で23というと、49という数字が大体出てくるとは思いますが、ここまでは必要なのだと考える線と、ここまではいいよという線と意味がずいぶん違うので、しっかりと内訳にしておいてください。

御質疑はございますか。

ないようでございます。

本案についての御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見もないようでありますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第82号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第82号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、日程第3、第83号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、学校教育政策課から説明願います。

橋本学校教育政策課長 それでは、第83号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について、御審議をお願いいたします。

現在、保健給食課の分掌事務であります学校安全に関すること及び通学の安全に関することを学校教育政策課の分掌事務に変更するにあたり、教育委員会事務局処務規則第13条の改正を議案のとおり御提案するものであります。施行日は、新年

度の開始日となります令和2年4月1日としております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

この移管に関してですけれども、この課が変わることは、了解しましたけれども、それに伴って職員の人事とか、そういった人員も移管されるのでしょうか。

橋本学校教育政策課長 説明が足りなくて、申し訳ございませんでした。

この事務の移管に伴いまして、1名が学校教育政策課の方に移行するという形になっております。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

伊東委員 ありがとうございました。

この学校安全に関する事で、通学の安全に関する事というのは、大変重要なお仕事で、所管課が変わったからといって、教育委員会事務局の体制に支障のないように事務的な措置というか、そういったものがここで今回抜けなどがないようにしていただければいいということで、お話をさせていただきました。

以上になります。

安間教育長 他に御質疑はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたしたいと思います。

只今、議題となっております第83号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 なお、附帯として今伊東委員からお話があったように、このことよって事業の支障が起きないようにということを追加として述べさせていただきます。

それでは、第83号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、日程第4、第84号議案 八王子市学校給食センター条例施行規則設定についてを議題に供します。

本案について、保健給食課から説明願います。

田倉保健給食課長 それでは、第84号議案 八王子市学校給食センター条例施行規則設定について、御説明をいたします。

詳細につきましては、安齊主査から御説明いたします。

安齊保健給食課主査 それでは、御説明いたします。

第84号議案の資料を御覧ください。

八王子市学校給食センター条例の施行に基づき、栄養バランスのとれた手づくりによる安全安心な学校給食の提供や学校給食を活用したさらなる食育の推進、また災害時、地域への食支援を実施できる施設として必要な事項を定めるものです。

規則の内容ですが、第2条に学校給食の事務分掌について定めました。学校給食でのセンター事務は、施設や食品の衛生管理に関すること、献立の作成に関すること、食材の選定に関すること、給食の調理・配送、食物アレルギーの対応に関すること、食育・地産地消の推進、災害時の食支援をつかさどります。

裏面を御覧ください。

第3条、職員の配置については、各センターに、センター長、事務職員、栄養士、その他必要な職員を置き、安定した給食運営を行います。

第4条、この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとし、学校給食センターのそれぞれの事業について、取り組んでまいります。

なお、施行日に関しましては、令和2年4月1日となっております。

次に、センター方式の給食について御説明させていただきます。

2枚目の資料を御覧ください。

こちらは、センター方式の給食が始まる11校の保護者会で説明用に作成した資料です。センターから提供する給食の特徴としまして、大量調理があっても栄養バランスのとれた手づくりの願いとを込めた給食を届けます。給食の食材については、安心安全なものを使用し、地元の農家からの新鮮な野菜や市内業者を優先して調達をいたします。給食費は、300円とします。アレルギー対応については、7大アレルゲン全てを除去した除去食を作り、一人でも多くのアレルギーがある生徒に給食が提供できるように対応を行ってまいります。

今後の予定ですが、3月初旬から給食センターに入場し、給食開始に向けた準備

を始め、調理トレーニングを行うとともに、4月17日には全11校でリハーサル給食を実施します。リハーサルで出た課題を改善し、4月22日から給食を開始いたします。

説明は以上となります。

安間教育長 只今、保健給食課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ありますか。

伊東委員 ありがとうございました。

給食センターができるということで、注意しなくてはいけないのは、アレルギー対応ですね。やはり、かつてある地区の小学校の子どもがアレルギーのアナフィラキシーショックで死亡した事故がありましたけれども、こちらに書いてありますアレルギー対応ということで、弁当を持ってくるとか、そういうようなことする子どもはいなくなるという、そういうことなのかちょっと教えてください。

安齊保健給食課主査 給食センターで行われるアレルギー対応が7大アレルゲンを全て除去したものを1食用意するものでございまして、それ以外に原食材としてアレルギーを持っている生徒については、各学校のアレルギー検討会で保護者と面談を行って対応を決定するということになっていますので、全ての児童がアレルギー対応を受けるということでなく、持っている原食材の頻度や内容によってお弁当を持参する場合もあります。

伊東委員 その場合は、食べられないものが出てくる日にお弁当という、そういう意味ですよね。

安齊保健給食課主査 対応の一例としましては、年間を通じて原食材が多くて、ほぼほぼ食べられない献立が多い場合は年間を通じてお弁当、年間に1、2回とか、月に1、2回とか頻度が少ない場合は、その日だけ家庭からお弁当を持参して、それ以外は通常食を食べるというような対応になります。

安間教育長 他に御質問ございませんか。

川島委員 教えていただきたいのですが、保護者用の説明の資料の中で、大量に手作りすることが難しい献立のときには、主菜を2献立に分けるとありますけれども、これはこっちの学校がこの主菜で、こっちの学校はこの主菜が違うという意味合いですか。

安齊保健給食課主査 はい。そのとおりでございます。

例えば、ハンバーグやグラタンなど手づくりで提供したいと思うと、全て同じ献立ですと調理的に厳しいので、A献立、B献立と決めて、Aはハンバーグ、Bはポークシチューというような作業量を分担して、提供分を変えて実施するというところでございます。

伊東委員 分かりました。ありがとうございます。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思えます。

伊東委員 先ほどの質問と関連しているのですけれども、アレルギー対応については、色々な事例をよく学んでいただいて、教育委員会とか、給食センターとか、学校だけでは対応できない場合というのが十分あるので、保護者との連携というのが非常に重要で、死亡に至っている事故の場合には、保護者が献立表の中からマーカをしなかった、いわゆる除去食品でないということを担任が分からなかったために起きてしまったというような事故であります。保護者との連携というのが極めて重要だと思えますので、そのあたりのシステムというのですか、そういったことをよく構築していただいて、未然防止に努めていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

以上です。

安間教育長 この施行規則のことではなくて、給食センターの運営に関する留意事項に関する御意見でございました。

他にございますか。

柴田委員 温かい給食を多くの中学生が、また八王子の食材を使った給食を食する機会が増えて本当によかったと思っています。アレルギーに関しましては、小学校の時の対応の方法と同じだと思うのですけれども、小学校の時もアレルギーの材料を把握するとともに、中学校で新たにもしかしたらアレルギーが増えているかもしれないので、しっかり精査して良い給食の時間を子どもたちが過ごせてもらえればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

安間教育長 同じく、施行規則についてではなくて、アレルギー対応に関する御意見でございました。

よろしゅうございますか。

それでは、本議案に関してのお諮りをいたします。

只今、議題となっております第84号議案については、提案のとおり決定とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第84号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第5、第85号議案 八王子市立学校に係る部活動の方針についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

上野統括指導主事 それでは、第85号議案 八王子市立学校に係る部活動の方針について御説明いたします。

詳細は、鈴木篤指導主事より御説明いたします。

鈴木（篤）指導課指導主事 まず初めに、本方針策定に至る経緯について説明いたします。

議案関連資料を御覧ください。

本方針は、昨年度10月に市立中学校に配付した「八王子市教育委員会市立学校に係る運動部活動の方針」と、文化庁から出ています「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、運動部と文化部をあわせた部活動等の具体的な方針を示すものであります。

また、今回の策定にあたりましては、校長、PTA、八王子市スポーツ協会、八王子文化連盟、八王子市レクリエーション協会の代表の方に委員を務めていただき、部活動のあり方検討委員会を4回開催し、それぞれの立場から御意見をいただきました。

別紙1、1ページを御覧ください。

本方針策定の趣旨といたしましては、義務教育である市立中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立

ち、部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指しております。

2 ページ目です。2 ページ目では、部活動の意義や目的を示しております。

3 ページ目、3 の部活動の課題と工夫・改善の方向性といたしましては、部活動の課題として、生徒の多様なニーズに応える活動機会の保証、教員の負担感の軽減、体罰やハラスメントの根絶、過度な練習による心身の故障の防止、地域との連携の5点を挙げ、これらの課題を解消し、持続可能な部活動を実現するために教育委員会、学校、地域、生徒・保護者に分けて、それぞれの工夫改善の方向性を示しております。

これらを踏まえて、4 ページ以降では、4 教育委員会の取組、5 学校の取組、6 地域の取組、7 生徒・保護者の取組についてそれぞれ示しております。

4 ページからの4 教育委員会の取組につきましては、(1)として、本方針の検証について「部活動の在り方検討会」を開催し、指導や体制等の検証を行い、適切で効果的な部活動のあり方を検討し、適宜、本方針の見直しを行います。

(2) 諸課題への対応につきましては、として、拠点校部活動や合同部活動の広域部活動の取組を推進します。また、拠点校部活動については、拠点校の負担軽減を図るため部活動指導員を優先的に配置します。部活動指導員の任用にあたっては、適切な指導を行うための研修を行います。

として、科学的・分析的根拠に基づく指導など、効果的・効率的な部活動の運営・改善を図るための研修や生徒の自主性・自発性を尊重した部活動運営など、指導観の転換による体罰・ハラスメントの根絶を目的とした研修等を実施します。

として、関係団体との連携等を推進し、生徒の「活動機会の確保」と「活動の質の向上」、そして「教職員の負担軽減」に向け、外部指導者の配置を進めます。

として、学校単位で参加する大会や地域の行事等の上限の目安を定めます。

6 ページ、5 の学校の取組といたしましては、(1) 適切な運営のための体制整備として、校長は、本方針にのっとり、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、部活動顧問は、年間の活動計画や毎月の活動計画を作成して、校長に提出します。

また、校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の

充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

7ページ、(2)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組といたしましては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

また、熱中症事故防止の観点から、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動内容や状況により、活動を原則として行わないようにするなど、適切に対応します。

さらに、部活動の指導者は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加によって行われるように、生徒が個々の目標を設定し、それぞれの目標を達成できるように指導方法を工夫したり、生徒の特性に応じた丁寧な指導を行います。

8ページ、(3)の適切な休養日等の設定におきましては、学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを記載しました。長期休業中の休養日の設定についても、これに準じた扱いを行います。

また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度、長期の休養期間を設けます。1日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、祝日等を含む週休日及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

9ページ、(4)の生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備では、具体的な例として、季節ごとに異なる活動を行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しめる、生徒が参加しやすい多様なレベルやニーズに応えられるような部活動を載せました。

また、少子化に伴い、単一の学校では活動に支障がある場合や顧問の異動等で指導者がいない場合などに生徒の活動機会が保証されるように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、広域部活動等の取組を推進します。

10ページ、6の地域の取組といたしましては、総合型地域スポーツクラブ、八王子市スポーツ協会等の団体は、経験者や有資格者が部活動の指導にあたること

できる体制整備を進め、子どもたちの成長を社会全体で支えるという意識の醸成に努めます。

最後に、7の生徒・保護者の取組について記載しました。生徒は、結果だけでなく、良好な人間関係を築いたり、自己の目標に向かって努力することや、生徒自身も適切な休養をとることが必要であることを理解して、部活動に取り組むことを明記しました。

教育委員会、学校だけではなく、生徒・保護者の理解と協力のもと中学校体育連盟やその他関係団体とも連携し、新しい部活動指導体制を構築していきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、3月中旬に各学校に配付予定です。

説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。

まず、本案について、部活動全体のこのことに関する議題に御質疑いただきたいと思えます。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

ちょっと、お伺いしたいのですけれども、部活動の外部指導員が実際に現時点でどのくらい中学校の中に入っているのか、そういう何かデータみたいなものというのは、あるのでしょうか。

鈴木（篤）指導課指導主事 現在、部活動指導員という形で、8名が市内の中学校に配置されています。それから、部活動指導補助員という形で、およそ180人程度が市内の部活動の指導にあたっています。

安間教育長 それぞれの違いも説明してください。

鈴木（篤）指導課指導主事 部活動指導員は、部活動の技術的な指導だけではなくて、試合の引率等、顧問のかわりを務めることができる指導者になります。部活動指導補助員は、顧問の技術的な指導の不足の部分とかを補うような役割を担う指導者になります。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

川島委員 私も教えていただきたいのですけれども、今、指導員と補助員の方というのは、学校単位で探してくるのですか。それとも、今これからやろうとしている地

域のスポーツクラブとか、そういうところをお願いして探してくるのか、現状はどういう形なのでしょう。

鈴木（篤）指導課指導主事 現状では、学校のほうで探していただいている方が指導にあっているということは、多くなっているかと思います。

今後につきましては、八王子市スポーツ協会等とも部活動のあり方検討委員会等で連携をしておりますので、またそのあたり、団体等とも連携をしながら指導者の不足については、教育委員会も積極的にかかわっていきいたいというふうに考えています。

伊東委員 追加の質問なのですが、先ほど部活動指導員と部活指導補助員のお話がありましたけれども、この部活指導員の方は試合に引率ができるということで、この場合、教員がついて行かなくても中体連のほうはオーケーなのか。もしくは、市内の大会だけなのか、それとも都大会まで含めてどうなのか、ちょっと教えてください。

鈴木（篤）指導課指導主事 実際のところは、競技によるところがあります。ただ、多くの競技では、部活動指導員が顧問のかわりとして入っていくことはできるというふうになってきているのかなというふうに思います。

伊東委員 関連して、その辺はすごく重要なところで、中体連との話し合いとか、そういうことというのは、進捗状況はどうなのでしょう。

鈴木（篤）指導課指導主事 今、拠点校という形で部活動指導員の配置等をしていく中で、拠点校との部活動が試合等にどの程度どういう形で参加できるのかとか、部活動指導員のことについても、中体連のほうと連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

上野統括指導主事 今の説明の補足なのですが、中学校体育連盟は全国都道府県、区市町村にございますので、八王子市のほうの大会につきましては、おおむね部活動指導員が引率できるかと思います。

八王子市に関しましては、都に準ずる形ですので、東京都も同じかと思います。ただ、上部団体の全国に関しましては、これからその協議等も重なるかと思いますが、今後変わってくる可能性は十分あり得るかと思います。

以上です。

柴田委員 部活動指導員の取組は、とても良いことだと思います。この部活動指導員の力量形成ということで、お伺いしたいのですけれども、定期的に研修を実施するというのですが、その研修の概要は、どの部活も指導員も同じ内容のものなのでしょうか。

鈴木（篤）指導課指導主事 任用当初に、研修という形で指導員の方を全員集めて、同じ内容で研修を行っております。

柴田委員 部活動は、子どもたちがそこで人間関係、コミュニケーションというものを学ぶと思います。そういった子どもたちの人間関係、コミュニケーション力というものを培っていったり、どういうふうに関連していったら、支援すればいいのかというような手だてもその研修には含まれているのでしょうか。

鈴木（篤）指導課指導主事 研修の中では、服務的な部分であるとか、それから体罰やハラスメント、そのあたりの防止についてであるとか、子どもたちとのかかわり方ということについての含まれた研修を行っております。

安間教育長 他に御質疑はございますか。

私のほうから、9ページの生徒のニーズを踏まえた部活動の設置についてなのですが、この「校長は、部員の減少により1校だけでは部員数が少なく活動に支障がある場合や、顧問の異動等により部活動の指導者がおらず、安全で」と書いてあるのですけれども、ここら辺は従来どおり部活動は、継続していて、今までと同じように指導できる教員が異動してきたら、良かったと言ってその部活を開催すると。その教員が異動してしまって、指導者がいなくなった時にまた困ったから補助員をつけましょう、合同を考えましょう、こういうふうにやって、もしかするとその後指導ができる顧問が異動してきたら、また復活するとか、そういうことをずっと続けるわけですか。

鈴木（篤）指導課指導主事 今後、八王子市の部活動のあり方として、考えているところとして、持続可能な部活動の指導体制を構築していくというところが、大事になるかなというふうに考えております。

学校のほうで、新しく部活動を設置するというところに関しても、教員の公務の分担であるとか、それから生徒数であるとか、部活動指導員の配置の状況であるとかを考えた上で適切に設置をしていただくとということになるかと思っております。

安間教育長　つまり、今言ったように、もうその年その年ごとの人員によって、学校の体制を毎回変えていく。それが、本当に生徒のニーズを踏まえた部活動になるのですか。その時にやりたい子がいるから、無理くりでもやりますというのが、生徒のニーズを踏まえた部活動の設置とは私は思わないのですけれども。それは、どうですか。

鈴木（篤）指導課指導主事　毎年ごとにとか、顧問によって部活動を作ったり、やめたりということは、考えておりません。子どもたちのニーズに応じて部活動を継続していけるということが大事だと考えております。

安間教育長　そこを明確に言ってもらいたいです。となると、各学校ごとにうちの学校はこの部活をずっと継続的に指導者がいなくてもやりますよというふうに設定してもらえれば、指導員とか配置しやすいですね。そういうふうな周知をしているのかどうか。

さらに言うと、そうなってくると、保護者に対してうちの中学校には、ある種目をやりたくてもそれはないですよ。その場合は、それがあるのは、隣のB中学校ですよとそういうことを周知して、保護者がある意味選択をしたり、もしくは別の方策を考えたり、説明というのは、どんな計画で考えていますか。

鈴木（篤）指導課指導主事　今回、この部活動の方針、それから部活動のあり方検討会を踏まえて、学校のほうにも市の部活動での方針を周知していく段階です。そのような中で、例えば拠点校の配置に関しても教育長がおっしゃったように、この学校ではこの部活動ができるというようなことが、だんだんと定まっていくということが必要になってくるのかなというふうには考えておりますので、この後そういうことを周知していく必要があるのかなというふうには考えております。

安間教育長　必要があるではなくて、絶対にやらなければいけないことですね。各学校ごとに検討してもらおう。うちの地域のうちの学校はどこに重点を置いているから、頑張って持続させましょうと決めることと同時に地域の人たちとお話をして、うちの学校はこの部活やりますよというような、非常に、中学校の学区選択制にもかかわる重要な中身ですから、周知を考えていますではなくて、具体的なスケジュール決めて、1年、2年ぐらいかかると思うのですよね。いつまでにこういうふうにして、こういうふうにしてというようなそのようなスケジュールをぜひ組んでいただ

けますか、そういう考え方はありますか。

上野統括指導主事　　まず、こちらの方針につきましては、3月の校長会、また年度が変わることで人事の異動がありますので、校長会などでお伝えをしております。

また、保護者、地域に関しましても、十分に周知をすることは必要ですが、ここで年度が変わる、いきなりこれをやりますというよりも、学校に理解をしていただいて、なおかつ保護者、地域の方にも十分にこの趣旨を御理解いただければいけないと思いますので、具体的に期間というわけではないのですけれど、1年、教育長がおっしゃっているのは1年ないしは2年かけながら、丁寧に説明をして御理解をいただいて、この八王子市の方針というのは、持続可能なもので補えるものであるというところを説明していけるように考えていきます。

安間教育長　　はい、分かりました。

他に御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思えます。

伊東委員　　大変貴重な提案だと思っております。この部活動の問題、部活動の指導をどうしていくかという問題というのは、いわゆるチーム学校という言葉が色々言われている上で、中核となる考え方だと思うのです。部活動指導、学校の心理カウンセラーとかですね、その上で心理とか福祉とあわせて、部活動指導というのは、チームとしての学校を作っていく上での重要な要素だと思います。

そういう意味で、先ほどから説明をされている生徒のニーズを踏まえた環境の整備に書かれているような内容ですとか、部活動指導員問題、中体連、都の調整とか、それからあとは地域との連携というのがありますけれども、どういうふうな御支援をしていただけるかとか、そういったことをやはり総合的に考えていただいて、本当に部活の改正というものを八王子市としての先ほど上野統括指導主事が言ったように、取組を進めていただければなというふうに思います。大変期待しているということで、よろしく願いいたします。

安間教育長　　他に御意見はございますか。よろしゅうございますか。

私のほうからも1点。先ほども御質問でお話があったと思うけれども、私の勝手な思い込みではないとは思いますが、中体連の中で指導員ではなくて、教員が引率しなければいけないというのは、完全に村社会の発想だと。要は、その道のプロ

が来ると自分たちの力関係が変わってしまうわけですね。教員だったら、要するにマウントポジションがとれるわけですよ。そういう體質をまず根底から変えていただきたい。それこそ、理想とする生徒のニーズを踏まえた環境では全くないわけですから、特に、先日、私の理想とする部活を作るためになんていうことで、新聞報道された教員がいましたけれども、言語道断であなたは学校の教科で子どもたちに指導をするための職業としてやっているの、何か勘違いしていると。プロの監督だとか、プロのスポーツの指導者だみたいな、その高慢ちきな意識、これは私はどう考えても許せない。

この方針についても、さまざまな条例にしても読んでいない、中身を理解していない教員がいる、自分の思い込みだけでやっているという独断、そういったものを全部これをしっかりと定着させて払拭をしていただきたい。

八王子では自分の思い通りにならないというのなら、異動していただく。それぐらいの強い意志で、大きく意識の変革について働きかけてもらいたいです。このことは一生懸命頑張る先生たちを潰すという意図では全くありませんから。一生懸命良い指導をしている先生には、より私は快適な働き方改革をしてあげたい。

そのことをあわせてぜひ徹底をするということを前提に、この本案については、進めてくださいということを意見として申し上げておきます。

他に御意見はございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第85号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第85号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、報告事項となります。

教育支援課から報告願います。

山田教育支援課長 それでは、令和2年度新入学生徒の学校選択制の抽選実施後の状況につきまして、御報告いたします。

詳細につきましては、穴水主査より御説明いたします。

穴水教育支援課主査     それでは、御報告いたします。

御報告する内容につきましては、令和２年度学校選択制で公開抽選を実施した小中学校における抽選実施後の入学予定者数、補欠登録者数の推移、繰上当選の状況となります。

資料の項番２、抽選実施後の状況を御覧ください。

最初に、第三小学校についての令和元年１１月２日の抽選実施日時点には、入学希望者数は１１１人で受入予定数９５人を超えてきましたので、抽選を実施いたしました。その後、繰上当選決定日の令和２年１月１５日時点には、入学予定者は私立小学校への入学により３人減となり、９２人となりました。このため、１２人の補欠登録者から登録順上位３人の繰上当選者を決定し、９人は繰上をすることができませんでした。

続いて、中学校となります。

まず、第五中学校については、令和元年１１月２日の抽選実施日時点には、入学希望者数は２２５人で、受入予定数１８０人を超えていましたので、抽選を実施いたしました。その後、繰上当選決定日の令和２年２月１４日時点には、入学予定者は私立、都立中学校への入学、期限後選択などに伴い３７人減となり１４３人となったため、補欠登録者３７人全員を繰上当選者に決定しました。

次に、横山中学校については、繰上当選決定日時点には、入学予定者は私立、都立中学校への入学、期限後選択などに伴い２３人減となり１２７人となりました。このため、３２人の補欠登録者から登録順位上位２３人の繰上当選者に決定し、９人は繰上当選をすることができませんでした。

また、檜原中学校については、繰上当選決定日時点には、入学決定者が私立、都立中学校への入学、期限後選択などに伴い１２人減となり１３８人となったため、補欠登録者１１人全員を繰上当選者に決定しました。

同様に、宮上中学校については、繰上当選決定日時点には、入学決定者が私立、都立中学校への入学、取り下げなど伴い１６人減となり１３４人となったため、補欠登録者１４人全員を繰上当選者に決定しました。

最後に、補欠登録者への通知などとなります。

繰上当選した方には、繰上当選通知と希望校への入学通知書をお送りしております。

次に、繰上当選しなかった方についてですが、小学校は1月20日に発送した指定校の入学通知書に繰上結果と他の学校の再選択を希望する方のために学校選択希望票をお送りしましたが、皆さん再選択をせずに、指定校に入学する見込みです。中学校は、私立中学校の入学結果を考慮して、繰上決定日を2月に設定しております。指定校の入学通知書は1月20日に発送しておりますので、繰上結果通知と学校選択票を送付しました。

また、市のホームページでも各校の繰上受入結果を掲載しております。

報告は以上となります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件についての御質疑いただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきたいと思えます。

安間教育長 続きまして、生涯学習政策課から報告願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、八王子市生涯学習プランについて御説明いたします。

これまで、取り組んでまいりました新たな生涯学習プランの策定ですが、ここで素案にするパブリックコメントの結果をまとめましたので、その内容と結果を反映させました新プランの原案について御報告いたします。

詳細は、落合主査から説明いたします。

落合生涯学習政策主査 お手元の資料八王子市生涯学習プランについてを御覧ください。

資料の1、パブリックコメントの実施概要と、2、意見の提出状況にありますとおり、昨年12月15日から1か月間パブリックコメントを実施しましたところ、12名の方から御意見をいただきました。提出方法の内訳は、窓口3名、郵送2名、電子メールが7名となっており、御意見の件数としては31件となりました。

寄せられた意見の要旨と市の考え方の一覧は別紙1を御覧ください。

幾つか御意見を御紹介いたしますと、2ページ目、中ほど基本施策1「誰もが学べる環境づくり～まなぶ～」の8番を御覧ください。御意見は川崎夢パーク、いわゆるプレイパーク、外遊びの体験場所のようなみんなの居場所が八王子にもできてほしいというものでした。この御意見を参考に、市としては、子どもが自由に豊かな外遊びの体験ができ、事業を実施する人材を育成し、地域の団体の取組を支援していき、地域における居場所づくりとしては、児童館や放課後子ども教室、子ども食堂など、行政・学校・地域が連携して、子どもの成長を支え、さまざまな体験ができる居場所づくりを行いますとして、市の考え方をお示しし、取組についてプランに追記することといたしました。

次に、一覧の10番オリンピック・パラリンピックのレガシーに関するものでした。市の考えとしましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の出場国の事前キャンプの受け入れによるホストタウン交流や、大会の機運醸成などの取組を通じ、スポーツ振興や地域の活性化、多様性を尊重する意識や国際感覚の醸成など、本市にとって価値あるレガシーにつなげていくとし、この御意見を参考に東京2020競技大会について、プランに追記することといたしました。

続きまして、意見一覧の17番を御覧ください。障害者のアート活動への支援について、特に障害者アートの発表場所が不足しているとの御意見をいただきました。市の考えとしましては、障害のある人に生涯にわたる多様な学びを提供するため、発表場所の確保は重要と考えており、本市においては「障害者文化展」を設けておりますが、さらに障害のある人へのアート活動の支援に取り組みますとし、この御意見を参考に取組についてプランに追記することといたしました。

このほかにもプランに対する肯定的な御意見、質問的な内容の御意見、個別の御要望などがございましたが、プランについての大きな変更はございませんでした。

また、別紙2の生涯学習プランの原案、こちらは、パブリックコメントの御意見を反映させたほか、写真や巻末資料の掲載、文言調整などを行っております。

また、今後のスケジュールですが、パブリックコメントの実施結果を市のホームページで公開するとともに、プランの内容を確定させまして、3月中の公表を予定しております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はありませんか。

柴田委員 御説明ありがとうございました。

1つ目の質問につきましては、川崎夢パークのような居場所が八王子にもできてほしいという市民の方の声を先ほど御紹介いただいたのですが、八王子は、このようなプレイパークのような場というのは、広い地域ですし、自然も豊富にあります。本当はないのでしょうか。

安達生涯学習政策課長 市長部局のほうで、今後そういう場を作っていこうという考えがあるので、計画にもこれから作っていくという内容で、記載させていただきます。

柴田委員 保護者というか、子育て中のお母さん方やそれから子育てを一段落したお母さん方の任意団体で、このような子どもたちのプレイパークのような場を単発的に試行している団体があるということを知ったことがありますので、そういうところとぜひインフレーションしていくような取組というのも必要なのではないかと思います。

もう1点、質問させていただきたいのですが、パブリックコメントの5番に生涯学習活動をしている市民についてという内容がございます。ここで、生涯学習活動と定義しているものについては、この別紙2の中にございますけれども、この内容を見ますと、多くの方が実は生涯学習活動をやっているのではないかというふうに思うのですが、ちょっとアンケートの問い方で、ここはかなり数値が変わってくると思いますので、そのアンケートの問い方について、何か手だてというのですか、そういうのがありましたら、教えていただきたいと思います。

安達生涯学習政策課長 今回の新たな生涯学習プランの策定にあたって、いかに生涯学習活動を身近なものに感じていただけるように取り組むかというのは、大きな課題であり、またその数値が低いということについては、アンケートの問い方についても何らか工夫なりが必要ではないかという議論も確かにありました。

ただ、一方でこれは八王子ビジョン2022の施策の指標でもありまして、その結果、数値については、継続的にとっていくというのはありますので、大きく変えることができないだろうというところも一方であります。そういう点では、アンケ

ートのとるところで、ある程度生涯学習とはということをやっと注記するとかという工夫は加えてきたいとは思っております。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

御説明があった中で、聞き逃していたら申し訳ないのですが、27ページのあたりに「生涯学習活動における学校、家庭、地域との連携」というのがありまして、生涯学習活動をしている方々が、私の理解であれば学校の地域人材、外部講師とか、そういった形のようなことをしていただけるのだということなのですが、このあたりのシステム作りみたいなものというのは、もう既に構築されているものなのか教えていただけますか。

安達生涯学習政策課長 地域で色々な知識、技能をお持ちの方が学校の現場でそれを活躍できるような形にするという点では、教育センターのほうで人材バンクがあると聞いています。そこで、活躍をいただいているかと思えます。

伊東委員 それと、このプランとの関係みたいなのは図っていらっしゃるというのはあるのでしょうか。

安達生涯学習政策課長 このプランでは、確かに地域の方々が生涯学習活動の一環として、学校現場に出ていくこともあるのですが、一方で放課後子ども活動とか、そういう学校教育の現場以外の部分で活動していただく、子どもたちも体験的な活動に結びつけるような、そっちのほうに力点を置いております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

他にございますか。

柴田委員 今の伊東委員の御質問に関連してなのですが、学校、家庭、地域の連携というところで、本市には家庭教育支援チームの取組があって、例えば、学運協などが主催する取組などがあると思えますので、ああいう取組なんかは本市の特色だと思いますので、学校との連携というところで、うたっていいのではないかというふうに思います。そのような家庭教育を支援する人材を育成するような生涯学習活動というものを人材バンクのほうと連携しながら作っていくということが、これから必要になるのではないかというふうに思います。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

川島委員 先ほど伊東委員のほうからもあったのですけれども、例えば27ページ、せつかくここに文章として「地域の人が学校へ協力する一方通行ではなく」とあって、これは多分、前の時にそんな話があって、「一方通行ではなく」の後を読んで、もう全て地域から学校みたいな感じにしか載っていないのですよね、実際。せつかくここに書いているのだから、例えふわっとした形でも少しイメージできるものがこの後にも続いてくれたら、Win-Winの関係というか、そういうふうによりがいを感ずるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

安達生涯学習政策課長 検討させていただきます。

安間教育長 もう御質疑ございませんか。

この後も1週間ぐらいたったかな。

安達生涯学習政策課長 そうですね。

安間教育長 もし、具体的な変更点みたいなもの、今のような御指摘があるようでしたら、直接課長のほうに連絡をとっていただければということです。

現時点では、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 続きまして、図書館部から報告をお願いします。

中村南大沢図書館長 第4次読書のまち八王子推進計画につきまして、パブリックコメントの結果と計画について、担当の西尾主査より説明いたします。

西尾南大沢図書館主査 それでは、第4次読書のまち八王子推進計画について御説明をいたします。

お手元の資料ですが、A4判1枚の資料から御覧ください。

まず、本日の報告内容でございますが、令和元年10月23日に行われました教育委員会定例会におきまして、協議いただきました第4次読書のまち八王子推進計画(素案)に対しまして、パブリックコメントを実施いたしました。そのパブリックコメントの実施結果とともに本計画の原案について報告をいたします。

まず、1、パブリックコメントの実施概要についてですが、こちらは資料のとおりでございますので、御覧をいただければと思います。

続いて、2、意見の提出状況についてですが、8名の方から27件の御意見をいただき、提出方法の内訳では、Eメールでの提出が6名と最も多くなっています。

意見の要旨と市の考え方につきましては、別紙1のほうを御覧ください。いただいた御意見を方針ごとに整理をしております。いただいた御意見の多くは、例えば、本や児童書の充実、図書館以外の場所でも本に触れ合える場所を設けてほしいといった、計画そのものの御意見というよりは、個別の取組に対する要望や御質問でしたので、若干の文言修正を除きまして、それほど大幅な修正はございませんでした。

なお、2月14日に開催されました生涯学習審議会のほうで、この主な意見としての考え方について委員の方から多数御意見をいただきまして、そちらの意見も反映し、適宜修正を加えております。

続いて、3、第4次読書のまち八王子推進計画(案)についてですが、こちらの厚い冊子であります。パブリックコメントによる大幅な内容の修正はございませんでしたが、3次計画にはなかったような新しい用語ですとか、あるいは分かりにくい用語につきましては、パブリックコメントの中にも質問が出ておりましたので、本文中にアスタリスクを付しまして、巻末に用語解説を設けさせていただきました。

最後に、今後の予定といたしましては、3月中にパブリックコメントの実施結果をホームページに公開し、本計画のほうも3月中に公開をする予定でございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、図書館部からの報告が終わりました。

本案について、御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 続きまして、スポーツ振興課から報告を願います

清水スポーツ振興課長 それでは、去る2月9日に行われました第70回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の実施結果につきまして、担当の高橋課長補佐より報告いたします。

高橋スポーツ振興課長補佐兼主査 それでは、第70回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の実施結果について御報告をいたします。

まず、主催ですが、全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会並びに八王子市でございます。

続きまして、大会の開催日時等ですが、令和2年2月9日午前9時スタートで行いました。今回は、例年メイン会場として使用させていただいている南多摩中等教育学校の試験、合格発表日と重なったため、隣接する市立第五中学校をメイン会場にいたしました。当日は、多少の風がございましたが、天候に恵まれ、大会の第70回記念ゲストとして本市出身のタレントのヒロミ様にスターター、トークショー、表彰のプレゼンターを務めていただき、会場を盛り上げていただきました。参加状況についてですが506チームの申し込みがあり、当日は479チームが参加、469チームが完走し、大学男子の中央大学Aが13年ぶりに大会タイ記録を、大学女子の拓殖大学陸上部が2年ぶりに自らが持つ大会記録を2分2秒更新する大会新記録を樹立しました。1部から8部のそれぞれ参加チームと上位6チームのタイム等は、資料、実施結果、総合記録のとおりでございます。

また、今大会でも包括連携に関する協定を締結している東京医科大学八王子医療センターと連携し、大会本部には医師と看護師が1名ずつ、3か所の中継所に看護師が1名ずつ待機していただきました。また、2台の救護車にも看護師に同乗していただき、選手の不測の事態に備えることができました。

なお、今回競技中に腰を痛めたランナーと競技終了後に体調不良となった2名のランナーが救急搬送されましたが、いずれも軽症で当日帰宅されました。

夢街道駅伝は、毎回多くの市民の皆様の御協力の上に成り立っております。ボランティアの人数は約1,500名に上るほか、メインスポンサーのスーパーアルプスや八王子市商店街連合会によるふるまいブースが設置されるなど、単なるスポーツ大会ではなく、八王子の風物詩と言えるイベントとして今年も開催することができました。

以上で説明を終わります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

私から、1点。会場を今年は第五中にしたのですけれども、あの後グラウンドの荒れとか、何か不都合は生じましたか。もしくは、何か手だては必要でしたか。

松土施設管理課長 第五中学校のほうから、そのような後日話はありませんので、そ

の後は無事に学校のほうの活動はしていると、こちらは考えております。

安間教育長　　そうですか。だとすると、五中の校庭は使いやすかったなという印象を私は持っているということだけ感想として述べさせていただきます。

よろしゅうございますね。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長　　他に何か報告する事項等はございますでしょうか。

設楽学校教育部長　　学校教育部及び図書館部から報告がございます。

安間教育長　　それでは、学校教育部長から報告をお願いします。

設楽学校教育部長　　それでは、お手元に配付いたしました参考資料 2 枚の資料に基づき御報告をさせていただきます。

1 枚目の資料につきましては、2 月 2 6 日付で本市の新型コロナウイルス感染症危機管理本部から本市の庁内へ周知した文章になりますけれども、この通知に基づきまして本市の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたイベント等開催の考え方について御報告をさせていただきます。

ちなみに、この新型コロナウイルス感染症危機管理本部につきましては、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することですとか、市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小になるようにすることを目的に市長を本部長、両副市長、教育長を副本部長として設置する危機管理本部でございます。

本通知につきましては、国から 2 月 2 5 日付で示されました、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の中で、まさに今が今後の国内感染症の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期であるとの趣旨が示され、また近隣市においても、当感染症の陽性者が発生していることから、これから 3 週間程度、具体的には 3 月 1 5 日までを集中的に対策することで、本市内に感染を広げないという趣旨からイベント等の開催の考え方についてお示ししたものでございます。

通知の中段、開催の考え方についてですが、( 1 )として、3 月 1 5 日までに市または関係団体が開催する「参加者が不特定多数」のイベント等は、屋内外にかかわらず中止。ただし、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものについては、感染リスクへの必要な対策を行い実施する。( 2 )として、「参加者

が特定」できるイベント等であっても、対象者に高齢者、難病を含む障害者、基礎疾患がある方、子ども、妊婦が含まれる場合は、中止または延期。（３）として、イベント等に、医療従事者や消防関係者など市民の救命救急にかかわる方が参加者となっているイベント等は中止する、といたしました。

また、２として市立小・中学校卒業式及び入学式につきましては、保護者からの問い合わせも多いことから、現時点での対応、判断といたしまして、上記の１の考えに基づき３月１５日までの集中的対策期間外ではありませんけれども、卒業式・入学式は、来賓及び教育委員会祝辞代読者の出席を取りやめまして、教職員、児童・生徒、保護者のみで実施することといたしました。

また、これらのイベント等開催の考え方を受けまして、資料にはございませんけれども、生涯学習スポーツ部及び図書館部におきまして、市の主催イベントや講座は中止、こども科学館プラネタリウムは中止、ただし貸館開放事業については継続といたしました。

２枚目の資料を御覧願います。

こちらの資料につきましては、これら市の考え方と国や東京都の方針を受けまして、２月２６日付で指導担当部長名で各市立小学校へ発出した新型コロナウイルス感染症の対応についての通知となっております。

資料の通知の中段以降、１、学校が主催する行事等についてですが、原則は（１）として児童・生徒の通常の教育活動は実施する。ただし、不要・不急なものは中止、延期とする。

（２）として、不特定多数の方が集まるイベントは実施しない。また、そうしたイベントには参加しないことといたしまして、具体的には学校公開、授業参観等は中止。保護者会については、報告、懇談程度の内容であれば中止。新入生保護者会など保護者に周知徹底が必要な内容で延期等が難しい場合は、実施もやむを得ませんけれども、参加を見合わせることも考慮した上で、連絡内容が徹底できるようにすること。「６年生を送る会」「三送会」等の児童・生徒、教職員のみが参加する行事は実施して良いが、これは、通常顔を突き合わせている者は接触者の範囲内ということで、行事は実施して良いが、ただし、外部への公開は行わない。また、校外学習は実施しない。としたところでございます。また、外部団体への施設開放は、

外部団体の責任のもと、実施可能とする。こちらにつきましては、生涯学習スポーツ部及び図書館部の先ほどの貸館開放事業との同じ取り扱いでございます。

次に、2といたしまして、学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするものにつきましては、2月18日付の文科省からの通知では、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる時は、無理をせず自宅で休養するよう指導し、その場合の出欠の取り扱いは出席停止とし、その目安として次の(1)から裏面の(3)に示されているところでございます。

まず、(1)といたしましては、医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。これは、出席停止で当然のことでございますけれども、2月25日付の文科省からの通知では、新たに感染した児童・生徒が発熱やせきなどの症状が出ている状態で登校していた場合には、第20条により学校の一部、または全部の臨時休業を速やかに行うこととされております。まさに、どの自治体でもいつ感染者が出てもおかしくない状況の中、臨時休業の取り扱いにつきましては、学校側だけの問題でなく、子ども家庭部の学童保育所ですとか、児童館、保育園、幼稚園等も関連する問題でございますので、本日の午後危機管理本部の下部組織である会議体で話をする事となっております。

そして、最後に1枚目の下段です。(2)といたしまして、児童・生徒等に風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、こちらも、出席停止とする。

裏面にまいりまして、(3)といたしまして、児童・生徒等が強いだるさや息苦しさなど必要であると校長が判断した場合も出席停止扱いといたします。

最後に、3、その他になりますけれども、さきの資料で説明いたしました卒業式・入学式等の対応についての詳細を明記しています。印の1点目、2点目につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、3つ目の印、卒業式は、卒業証書授与の時間を除き、25分程度の最小限の内容とする。4点目として、入学式は同様に、校長祝辞、教員紹介等の最小限の内容とする。

最後に、教育委員会表彰児童生徒・一般表彰及び教育委員会表彰義務教育皆出席表彰は行わないため、卒業式で表彰をする。このような通知を現時点での判断ということで、市立小中学校宛に送付をしたところでございます。

また、今後につきましては、先ほどもお話ししました感染者が出た場合の対応に

つきましての臨時休業の規模ですとか、期間の判断、また施設の消毒、学校以外の学童保育所、保育園、児童館等々の関連、臨時休業中の保護者の負担軽減などにつきましては、さまざまなシミュレーションを本日の午後開催予定の会議体において、全庁的な情報共有を行いました上、今後も適切な判断と速やかな情報発信に努めてまいりたいと思います。

報告は、以上でございます。

安間教育長 続いて、関連しているので、図書館部からも報告をお願いします。

成田川口図書館長 今年度開催いたしました読書感想文コンクール中学生の上位入賞者の台湾高雄市への海外派遣を中止したことを報告いたします。やはり、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、台湾高雄市からの申し出もあり、生徒たちを初め、参加者、関係者の健康、安全面を考慮した結果、中止することといたしました。既に、参加者には中止のお知らせをしたところです。現在、特に保護者からの問い合わせ等は届いてない状況になります。

なお、海外交流事業の見直しに伴いまして、最後の訪問をすることはできませんでしたが、海外の作品の交流は実施することとし、生徒の作品は台湾高雄市のほうで展示していくこととなっております。

報告は以上となります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、今報告として承らせていただきます。

それでは、以上で公開での審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

それでは、ここで暫時休憩に入ります。

再開は、11時としておきます。

【午前10時50分休憩】